

V その他

(1) 独立行政法人4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）の統合等により発足する独立行政法人に係る税制上の所要の措置

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、交通安全環境研究所を存続法人として海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所を統合し、交通安全環境研究所の自動車審査・リコール関係業務を自動車検査独立行政法人に移管することに伴い、統合後の法人を従前の4研究機関と同様の非課税等の措置を講ずる。

○独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人電子航法研究所の統合

- ・(独)交通安全環境研究所(※)
- ・(独)海上技術安全研究所
- ・(独)港湾空港技術研究所
- ・(独)電子航法研究所

第2期中期目標期間：H18.4～H23.3

統合

(独) 運輸技術総合研究所（仮称）

わが国の交通運輸分野の中核的研究拠点

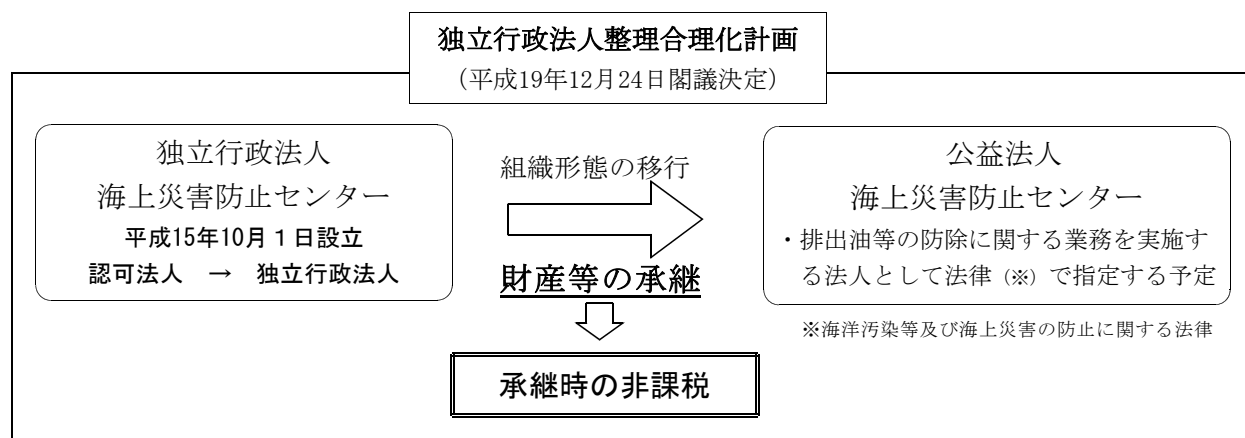
統合の効果

- 運輸モード横断の総合的研究開発機能
- 重要政策課題への即応力強化
- 産・学・官の求心力
- 効率的・効果的な研究支援体制

※自動車審査・リコール関係業務は、自動車検査独立行政法人に移管

(2) 独立行政法人海上災害防止センターの組織形態見直しに係る特例措置の創設

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、独立行政法人海上災害防止センターを公益法人化するに当たり、センターが所有する不動産（防災訓練所、消防演習所）、船舶（消防船2隻、防災訓練船2隻）及び自動車（普通乗用車1台）を移行後の新組織に承継する際に課せられる登録免許税、不動産取得税及び自動車取得税を非課税とする。



- 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄付金にかかる指定寄付金制度の創設（所得税、法人税、法人住民税、事業税）
- 試験研究費の総額に対する税額控除制度の延長（所得税、法人税）
- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特例措置の延長（登録免許税）
- S P Cの導管性要件の一部見直し（法人税、法人住民税、事業税）
- 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象事業の延長及び拡充（所得税、法人税）
- 非居住者等が受け取る振替社債等に係る利子の非課税措置の創設（所得税、法人税）
- 独立行政法人都市再生機構が不動産を取得する場合の課税標準の特例措置の延長（不動産取得税）
- 長期優良住宅普及促進税制の延長（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）
- マンション建替事業に係る特例措置の延長（登録免許税、不動産取得税）
- 中心市街地において一定の優良な賃貸住宅を建設する場合の特例措置の延長（所得税、法人税）
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長（固定資産税）
- 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置の延長（贈与税）
- 給与所得者等が使用者から住宅資金の貸付け等を受けた場合の特例措置の延長（所得税、個人住民税）
- 新築住宅のみなし取得時期等に係る特例措置の延長（不動産取得税）
- 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長（所得税、個人住民税）
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の延長（所得税、個人住民税）
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の延長（所得税、個人住民税）
- 阪神・淡路大震災に係る所要の特例措置の延長（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業により J R貨物が取得した家屋に係る特例措置の延長（不動産取得税）
- 軽自動車検査協会に係る特例措置の延長（固定資産税、都市計画税）
- 小型船舶検査機構に係る特例措置の延長（固定資産税、都市計画税）
- 廃油処理施設の油水分離装置等に係る特例措置の延長（固定資産税）
- 東京国際空港（羽田空港）再拡張事業を推進するための国有資産等所在市町村交付金に係る特例措置の延長
- 国際競争力のある観光地の形成の促進に資する特例措置の延長（不動産取得税）
- 地震防災対策用資産に係る特例措置の延長（固定資産税）